資料番号　６番

令和　３年　３月２４日

宗像市長　伊豆　美沙子　様

宗像市渡船事業運営審議会
会長　　待　鳥　明　義

宗像市渡船事業運営審議会に対する諮問事項に関する答申について

「宗像市渡船事業運営審議会に対する諮問について」（平成 30 年 11 月 20 日 30 宗交第 286 号）により受けた諮問について、下記のとおり答申する。

なお、航路再編の実施に際しては、大島・地島島民をはじめ広く関係者に周知するとともに、持続可能な航路運営の実現という目的が達成されるよう努められたい。

記

諮問事項

（１）渡船の航路に関すること（航路、運航体制、運航時間、ダイヤ）

（２）渡船の建造に関すること（ニュージのしまのリプレイス）

答申

（１）渡船の航路に関すること

①航路運営（航路改善の基本的な考え方）

・ 宗像市航路全体の安定的かつ持続可能な航路運営を確保するため、大島・地島航路の再編・一体的運営とそれに対応可能な船舶へのリプレイスを主軸に、「宗像市航路改善計画」（平成３１年２月、宗像市航路改善協議会）に掲げられた以下の考え方に基づき、航路改善方策に取り組む。

【航路改善の基本的な考え方】
◎大島・地島の両航路の再編、２隻体制への移行により、持続可能な航路運営に向けた経営基盤を強化する。
◎生活航路として利便性を大きく低下させないよう配慮する。
◎２隻体制への移行に対応して適切な規模の旅客船を建造する。
◎島の観光・交流振興による島外利用者の利用促進と利便性に配慮する。

■資料１：「宗像市航路改善計画」（平成３１年２月、宗像市航路改善協議会）

②航路設定（航路再編）

- 既存の２航路（大島航路：大島～神湊～地島、地島航路：地島～神湊）を統合し、『大島～地島（白浜・泊）～神湊』を結ぶ一つの航路に再編。
- 新たな航路設定のもと、大島・地島島民の生活航路としての利便性を大きく損なうことが無いように、３通りの運航区間（大島～神湊、白浜～泊～神湊、大島～白浜～泊～神湊）を組み合わせて運営。

③船舶体制（運航体制）

- 航路再編に合わせ３隻体制（「フェリーおおしま」、「しおかぜ」、「ニューじのしま」）から２隻体制（「フェリーおおしま」、「しおかぜ」）へ移行（「ニューじのしま」減船）。
- ２隻体制への移行の後に、適切な規模の旅客船を「しおかぜ」の代替として建造。

④運航時間及びダイヤ

- 航路設定（航路再編）及び船舶体制（運航体制）のもと、大島・地島島民の生活航路としての利便性を大きく低下させないよう配慮。
- 大島～神湊間（地島経由を含む）は１日７便以上、地島～神湊間は１日６便以上確保。
- 大島～地島間の運航を１日１便以上確保し、島間の往来を可能とすることで魅力向上による島外者の利用を促進。
- 他公共交通機関（バス）との円滑な接続に配慮。
- 大島～神湊間の危険物航送便を引き続き確保。
- 地島～神湊間のフェリー運航を引き続き確保。

■資料２：「運航ダイヤ（本審議会合意）」

⑤渡船使用料（新区間運賃）

- 航路設定（航路再編）を踏まえ、新たな区間（大島～地島）に関する運賃を設定。
- 航路設定（航路再編）を踏まえ、島間の往来が可能となるメリットを活かし、島外からの利用促進のための企画切符を新たに設定。
- ２隻体制への移行に伴い、運航時間内の貸切便運航はできなくなることから、貸切運賃を抜本的に改定。なお、限られた人員体制での運営を念頭に置き、貸切便の運航要請に対しては島振興への寄与等を判断基準として限定的に対応。

■資料３：「新区間運賃（本審議会合意）」

⑥航路改善方策の実施時期

- 上記航路改善方策については、運航ダイヤ、運賃改定、運賃集計システムや券売機の変更、船員の習熟訓練、運航計画・事業計画変更認可申請、市特別会計予算計上、利用者への周知等を考慮し、令和４年度以降の適切な時期に実施。

（２）渡船の建造に関すること

①ニューじのしまのリプレイス

- 市航路全体の安定的かつ持続可能な航路運営のため、まずは『大島・地島の両航路の再編』と『２隻体制への移行』を実現。２隻体制の船舶は、船齢、バリアフリー対応や速力等の機能面から、「フェリーおおしま」と「しおかぜ」を使用。
- 『大島・地島の両航路の再編』と『２隻体制への移行』後、航路再編に対応した適切な規模の旅客船（新船）を建造（「しおかぜの代替建造」）。
- 以上のことから、「ニューじのしま」のリプレイスは行わない。

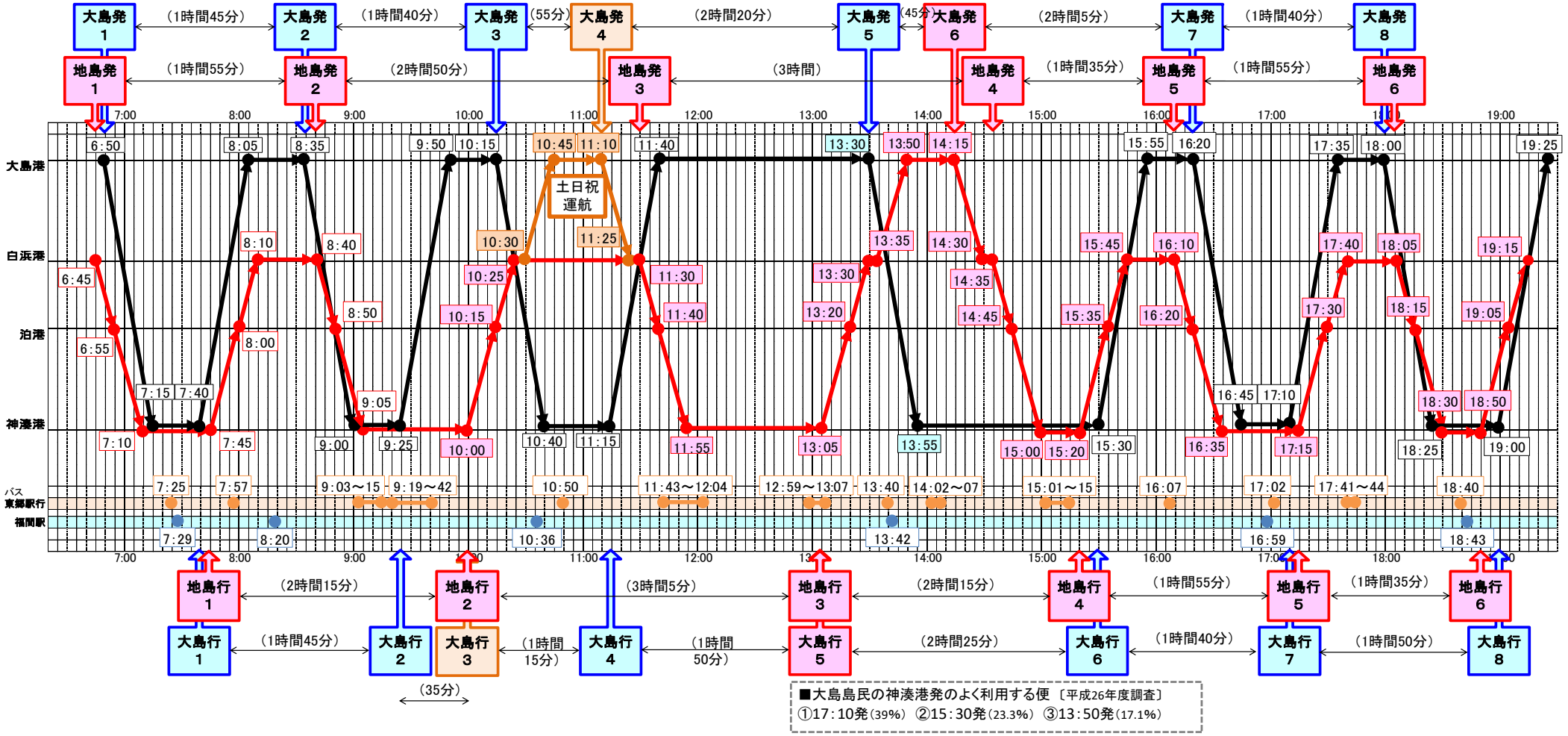
②新船建造の時期

- 「しおかぜ」の老朽化やそれに伴う維持費用の状況等を見極めつつ適切な時期に実施。

（３）附帯意見

- 運航ダイヤ等については、コロナ禍の影響等で大島・地島島民への説明機会の確保が十分とまでは言えないことから、引き続き、丁寧な説明を行い、航路再編の目的とのバランスを図りながら可能な限り意向を反映すること。

■資料2「運航ダイヤ（本審議会合意）」　＜通常時＞



＜特記事項＞

【便数の確保】
大島　7～8便/日
　　（うち、地島経由　1～2）
地島　6便/日

【午後便の見直し】
◎島民から多くの要望をいただいた神湊15:30発便の確保
◎大島発13:30、14:15（地島経由）の便を設定し、島民・島外者の双方利用ニーズに出来る限り対応。

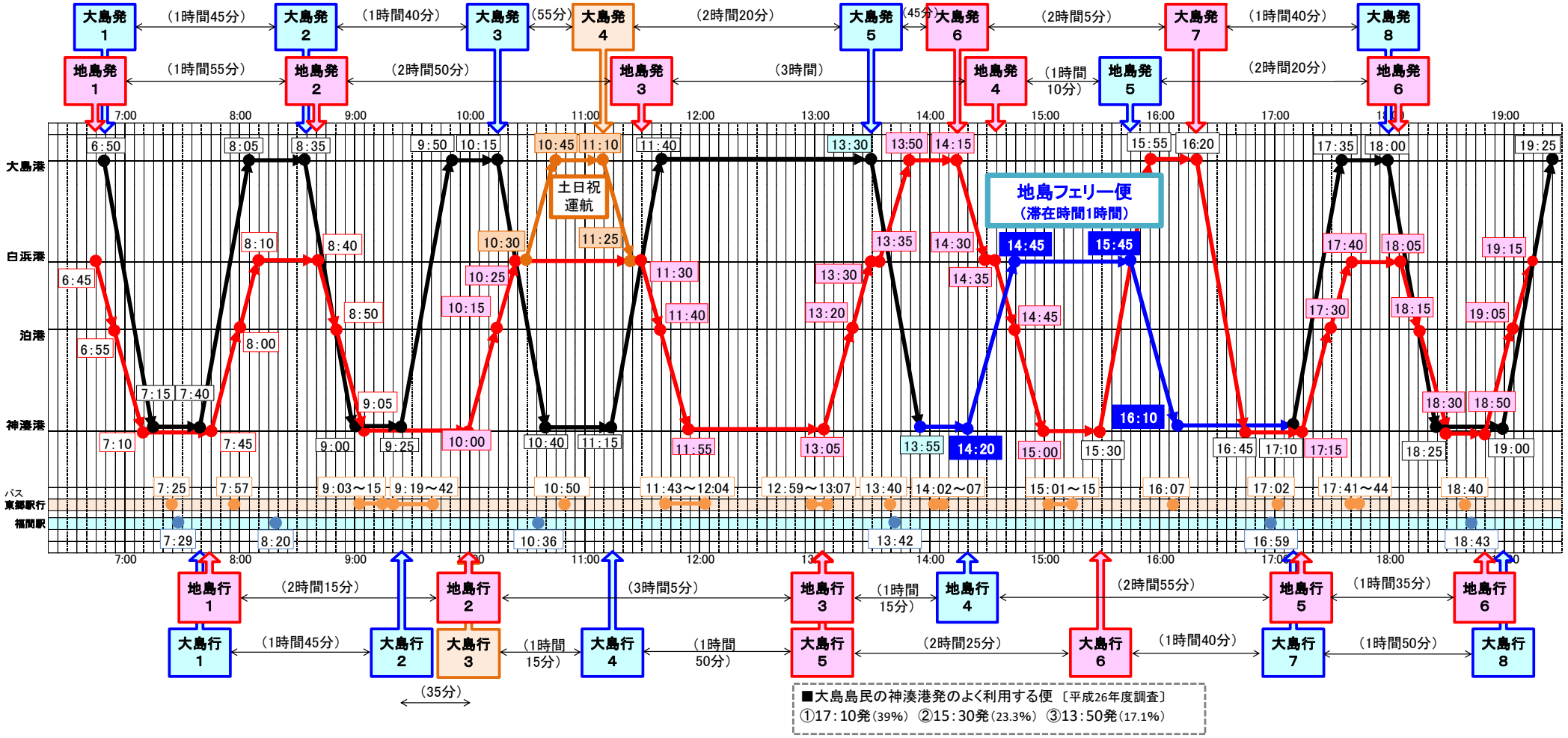
【新航路（神湊～地島～大島）の設定】
神湊10:00発　便
◎土日祝日は全て運航
神湊13:05発　便
◎通常ダイヤとして毎日運航
※島間の往来を可能とし魅力向上による集客アップを目指す

【バス接続への配慮】
◎午後時間帯のバス接続について最大限配慮。

【安全運航の確保】
◎入出航時の間隔を最低10分確保

■資料2「運航ダイヤ（本審議会合意）」　＜地島フェリー便、第2・4水曜日＞

宗像市渡船事業運営審議会



＜特記事項＞

【地島フェリー便の設定の考え方】

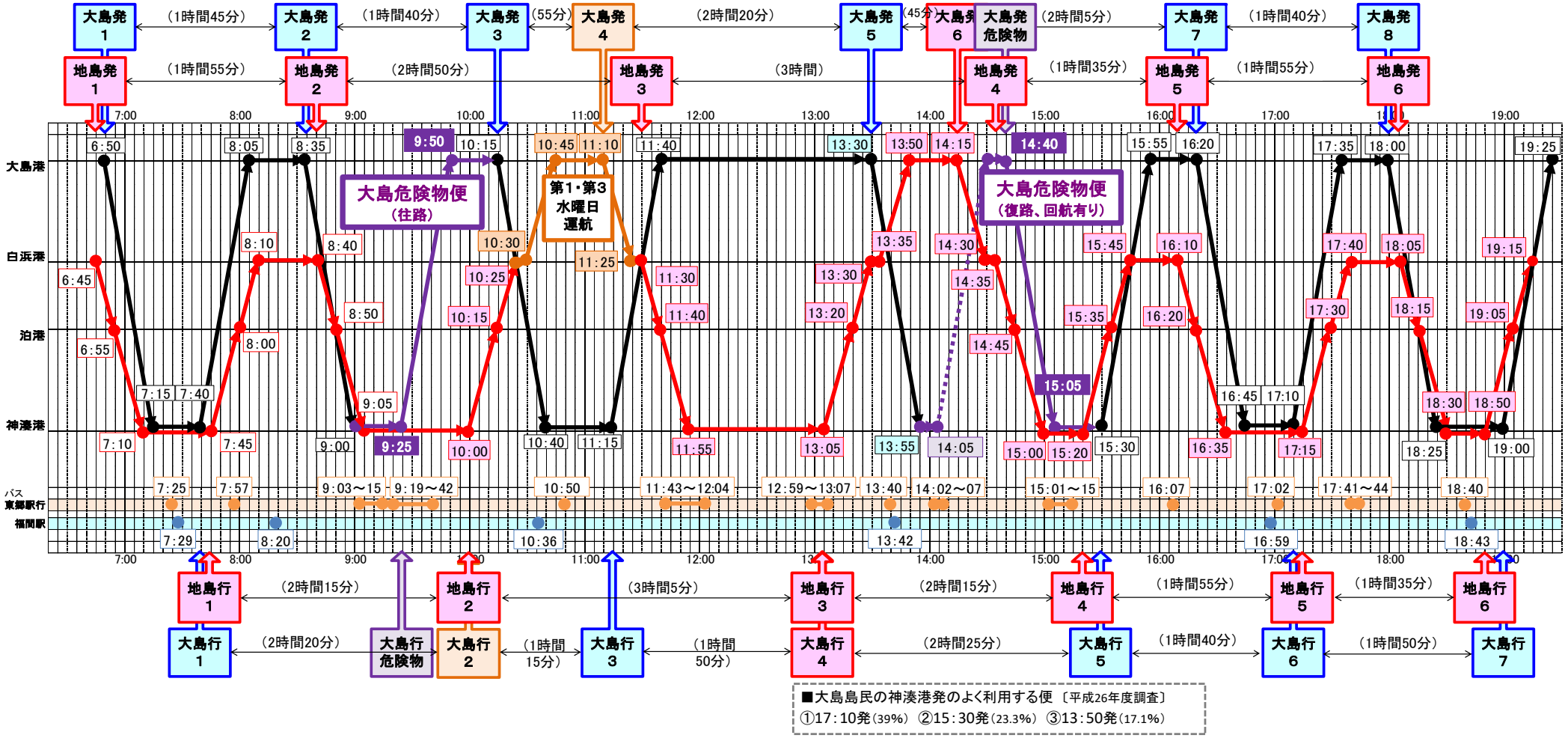
◎これまでと同様に、月2回（第2・第4水曜日）地島フェリー便を確保。

◎フェリーが神湊停泊中の「13：55～15：30」時間帯を有効に活用して運航。他の運航ダイヤ時間への影響を最小限とするように設定。

◎地島へのフェリー滞在時間は、現在の45分から1時間に拡大。

■資料2「運航ダイヤ（本審議会合意）」　＜大島危険物便、第1・3水曜日＞

宗像市渡船事業運営審議会



＜特記事項＞

【大島危険物便の設定の考え方】

◎これまでと同様に、月2回確保。ただし、2隻体制のため、第1・第3水曜日とする。

◎神湊から大島への“往路”便は、「9：25」神湊発フェリーとし、大島島民の足の確保のため、「10：00」神湊発しおかぜを地島経由で大島まで運航。

◎大島から神湊への“復路”便は、フェリーが神湊停泊中の「13：55～15：30」時間帯を有効に活用し、他の運航ダイヤ時間への影響を最小限とするように設定。

■資料３「新区間運賃」（本審議会合意）

１．新区間運賃

（１） 基本的な考え方

○ 航路再編に伴い、新たに「①大島港～④白浜港」の区間が創設されることから、新区間に関する運賃を設定する。



	運航区間		（参考）	運航距離（片道） km	運賃（片道） 大人	距離単価 円/km 大人
A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06
B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09
C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00
D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33
B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67
C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25
B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22

◆Ｄ区間（①大島港～④白浜港）の運賃算定の考え方
・２航路全体の単価（63.40 円）を基に算定
（(570 円＋380 円＋130 円＋410 円) ÷ (8.5ｋｍ＋5.5ｋｍ＋2.0ｋｍ＋7.5ｋｍ) ＝ 63.4
63.4 円×6ｋｍ ＝ 380.4 円 ≒ 380 円

○　航路再編により大島、地島への島めぐりが可能となるメリットを活かし、島外からの利用促進のための企画切符を新たに設ける。

【企画切符】

名称案	運航区間 有効期間	諸条件など	運賃 （片道） 大人	運賃 （片道） 小児
宗像・島巡り満喫周遊券（仮称）	全区間利用可能 利用当日及び翌日まで最大２日間有効	・発券と回収は神湊港のみ。神湊港で下船した場合は必ず券を回収する。 ・他港での乗降時は、券の種別と日付を確認し、券は乗客に返却する。	1,200	600

（運賃算定の考え方）

・大島～神湊間の往復運賃（1,140 円）以上とする。

・通常の料金で航路を一周した金額（1,460 円）よりも割安になる運賃設定とする。

（期待される効果）

○大島の民宿利用につながる可能性がある。島の滞在時間の増加による観光利用増が期待できる。

○日帰り客・釣り客などに加えて、大島宿泊観光客による両島間（D区間）の利用促進につながる可能性がある。

○他航路にない新たな魅力となるため、島民、民宿等の観光事業者や市商工観光課・関係機関等と連携して新たなニーズの掘り起こしが期待できる。

（課題）

●運賃集計システムや乗船案内システムの改修など新たなコスト発生が予想される。

●当企画切符との混乱を回避するため、現在行っている２枚切符（当日限り有効）の運用見直し・取扱い廃止を検討する必要がある。

（２） 旅客運賃（片道、往復、回数券）

旅客運賃（片道）

	運航区間		（参考）	運航距離（片道） km	運賃（片道） 大人	運賃（片道） 小児	距離単価 円/km 大人	距離単価 円/km 小児
A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	290	67.06	34.12
B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	190	69.09	34.55
C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	70	65.00	35.00
D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	190	63.33	31.67
B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	210	54.67	28.00
C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	210	51.25	26.25
B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	290	42.22	21.48

旅客運賃（往復） ※下記の太枠起点に限る（島から同一区間を往復する場合のみ）

	運航区間		（参考）	運航距離（往復） km	運賃（往復） 大人	運賃（往復） 小児	距離単価 円/km 大人	距離単価 円/km 小児
A	**①大島港** ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	17.0	1,000	500	58.82	29.41
B	②神湊港 ～ **③泊 港**	－	既存地島航路	11.0	570	290	51.82	26.36
C	**③泊 港** ～ **④白浜港**	－	既存地島航路	4.0	230	120	57.50	30.00
D	**①大島港** ～ **④白浜港**	－	新区間	12.0	570	290	47.50	24.17
B＋C	②神湊港 ～ **④白浜港**	泊経由	既存地島航路	15.0	640	320	42.67	21.33
C＋D	**①大島港** ～ **③泊 港**	白浜経由	新区間	16.0	640	320	40.00	20.00
B＋C＋D	**①大島港** ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	27.0	1,000	500	37.04	18.52

旅客運賃（回数券）

	運航区間		（参考）	運航距離（片道） km	運賃（片道） 大人	運賃（片道） 小児
A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	17.0	5,700	2,900
B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	11.0	3,800	1,900
C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	4.0	1,300	700
D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	12.0	3,800	1,900
B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	15.0	4,100	2,100
C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	16.0	4,100	2,100
B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	27.0	5,700	2,900

（３） 割引運賃（通勤定期、通学定期）

			運航区間		（参考）	運航距離（片道） km	運賃（片道） 大人	距離単価 円/km 大人	運賃（割引） 大人	割引率（計算）	割引率
1月	通勤定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	20,520	×60×割引率	60.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	13,340		58.5%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	4,570		58.6%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	13,340		58.5%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	14,400		58.5%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	14,400		58.5%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	20,520		60.0%
	通学定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	13,680		40.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	8,900		39.0%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	3,050		39.0%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	8,900		39.0%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	9,600		39.0%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	9,600		39.0%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	13,680		40.0%
3月	通勤定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	58,490	×180×割引率	57.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	38,040		55.6%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	13,020		55.6%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	38,040		55.6%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	41,040		55.6%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	41,040		55.6%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	58,490		57.0%
	通学定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	38,990		38.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	25,380		37.1%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	8,690		37.1%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	25,380		37.1%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	27,380		37.1%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	27,380		37.1%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	38,990		38.0%
6月	通勤定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	110,810	×360×割引率	54.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	72,100		52.7%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	24,670		52.7%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	72,100		52.7%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	77,790		52.7%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	77,790		52.7%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	110,810		54.0%
	通学定期	A	①大島港 ～ ②神湊港	直行	既存大島航路	8.5	570	67.06	73,880		36.0%
		B	②神湊港 ～ ③泊 港	－	既存地島航路	5.5	380	69.09	48,160		35.2%
		C	③泊 港 ～ ④白浜港	－	既存地島航路	2.0	130	65.00	16,480		35.2%
		D	①大島港 ～ ④白浜港	－	新区間	6.0	380	63.33	48,160		35.2%
		B＋C	②神湊港 ～ ④白浜港	泊経由	既存地島航路	7.5	410	54.67	51,960		35.2%
		C＋D	①大島港 ～ ③泊 港	白浜経由	新区間	8.0	410	51.25	51,960		35.2%
		B＋C＋D	①大島港 ～ ②神湊港	白浜、泊経由	新区間	13.5	570	42.22	73,880		36.0%

（４） 貸切運賃

① 現行

区分	時間帯	船舶名	現行運賃	
			地島～神湊	大島～神湊
定期時間内 （2時間まで）	定期便始発から最終便出航までの間	しおかぜ	－	77,000
		フェリーおおしま	80,980	115,550
		ニューじのしま	37,820	53,950
定期時間外 （2時間まで）	定期便最終便運航終了から始発便出航までの間	しおかぜ	－	115,130
		フェリーおおしま	－	170,030
		ニューじのしま	56,670	－
超過時間 （2時間単位）	2時間を超えるごと	しおかぜ	26,720	38,130
		フェリーおおしま	40,120	57,200
		ニューじのしま	18,750	－
特別扱い	大島及び地島の在住者で、医師が緊急に入院させる必要があるとみとめる場合等であって、市長が特に必要と認める場合		白浜港にあっては26,400円、泊港にあっては24,520円を超えない範囲内で市長が別に定める額	37,720円を超えない範囲内で市長が別に定める額

②改正案

（基本的な考え方）

○２隻体制のため、定期時間内は貸切できないことから、定期時間外のみの対応とする。なお、船員の負担が大きいため、基本的に島の振興に資すると判断される利用に限るものとする。

○定期航路事業における貸切便は、特定の１者から本航路の寄港地である港間（定期運航で設定されている航路で）の輸送依頼を受けて臨時便を運航するものである。現在、貸切運賃を「時間」で設定しているが、面による周遊の貸切ではなく、本航路の営業航海の範疇であることから、一般的には「片道１回あたり」で運賃設定することが妥当。

○運賃設定にあたっては、片道１航海するために必要な経費（人件費、燃料費、保険料、港費等）から算出し、収支均衡を図るものとする。

（運賃設定について）

○片道貸切（回航を含む）と往復貸切でそれぞれ１回あたりの運賃を設定する。

○令和元年度決算値をもとに積算。人件費等は、定期時間外のため、超過勤務の割増等を適用。

○「貸切１回あたり」と「貸切１回あたり（大島・地島の非営利団体利用のみ）」の区分けとし、営利利用を含む通常運賃は、大島・地島の非営利団体利用の３倍で設定する。

区分	時間帯、所要時間 （回航時間を含む）	船舶名	新運賃		
			地島→神湊 （神湊→地島は回航）	神湊→地島 （地島→神湊は回航）	地島⇔神湊 【往復貸切】
貸切1回あたり	・定期時間外（定期便最終便運航終了から始発便出航までの間） ・往復貸切は3時間以内	しおかぜ	210,000	210,000	357,000
		フェリーおおしま	339,000	339,000	555,000
貸切1回あたり（地島の非営利団体利用のみ）	・定期時間外（定期便最終便運航終了から始発便出航までの間） ・往復貸切は3時間以内	しおかぜ	70,000	70,000	119,000
		フェリーおおしま	113,000	113,000	185,000
特別扱い	地島の在住者で、医師が緊急に入院させる必要があるとみとめる場合等であって、市長が特に必要と認める場合		白浜港にあっては26,400円、泊港にあっては24,520円を超えない範囲内で市長が別に定める額	―	―

区分	時間帯、所要時間 （回航時間を含む）	船舶名	新運賃		
			大島→神湊 （神湊→大島は回航）	神湊→大島 （大島→神湊は回航）	大島⇔神湊 【往復貸切】
貸切1回あたり	・定期時間外（定期便最終便運航終了から始発便出航までの間） ・往復貸切は3時間以内	しおかぜ	252,000	252,000	414,000
		フェリーおおしま	406,800	406,800	666,000
貸切1回あたり（大島の非営利団体利用のみ）	・定期時間外（定期便最終便運航終了から始発便出航までの間） ・往復貸切は3時間以内	しおかぜ	84,000	84,000	138,000
		フェリーおおしま	135,600	135,600	222,000
特別扱い	大島の在住者で、医師が緊急に入院させる必要があるとみとめる場合等であって、市長が特に必要と認める場合		37,720円を超えない範囲内で市長が別に定める額	―	―

（５） 荷物・貨物

受託手荷物

区分	適用範囲	単位	（現行運賃）		（新運賃）
			地島～神湊	大島～神湊	大島～地島
手荷物	三辺200cm以下、かつ、重量が30kg以下	1個	100	210	100

特殊手荷物

区分	適用範囲	単位	（現行運賃）		（新運賃）
			地島～神湊	大島～神湊	大島～地島
軽車両等	自転車等	1台	150	320	150
原動機付自転車	総排気量が0.125l以下	1台	450	640	450
二輪の自動車	総排気量が0.75l未満	1台	670	960	670
	総排気量が0.75l以上	1台	900	1,280	900

小荷物

区分	適用範囲	単位	（現行運賃）		（新運賃）
			地島～神湊	大島～神湊	大島～地島
三辺の長さの和が200cm以下、かつ、重量30kg以下	1個	10kg以下	50	100	50
		10kgを超え20kg以下	100	210	100
		20kgを超え30kg以下	150	320	150

貨物運賃

区分	適用範囲	単位	（現行運賃）		（新運賃）
			地島～神湊	大島～神湊	大島～地島
食料品、燃料、肥料、建築資材	1個	5kg以下	20	50	20
		5kgを超え10kg以下	40	100	40
		10kgを超え20kg以下	80	210	80
		20kgを超え30kg以下	120	320	120
		30kgを超え40kg以下	230	420	230
		40kgを超え50kg以下	340	520	340
家具類、洗濯機	1台	300cm以下	520	730	520
		400cm以下	630	950	630
		400cm超	840	1,470	840
冷蔵庫	1台	100l以下	420	840	420
		200l以下	630	1,250	630
		300l以下	840	1,670	840
		300l超	1,050	2,100	1,050
上記以外の物品	1個	10kgまでごと	220	320	220

（６） 自動車航送運賃

区分	適用範囲	（現行運賃）		（新運賃）
		地島～神湊	大島～神湊	大島～地島
自動車	3m未満	2,170	3,090	2,170
	3m以上4m未満	2,690	3,830	2,690
	4m以上5m未満	3,520	5,020	3,520
	5m以上6m未満	4,100	5,870	4,100
	6m以上7m未満	5,240	7,470	5,240
	7m以上8m未満	5,990	8,550	5,990
	8m以上9m未満	6,730	9,610	6,730
	9m以上10m未満	7,480	10,680	7,480
	10m以上11m未満	8,220	11,750	8,220
	11m以上12m未満	8,970	12,820	8,970
	12m超	8,970円に12mを超える部分1mまでごとに、740円を加算して得	12,820円に12mを超える部分1mまでごとに、1,070円を加算して得た額	8,970円に12mを超える部分1mまでごとに、740円を加算して得